

(注記2)  
 発国七九号  
 定決裁  
 二月五日  
 文書課長  
 送 発  
 月 日  
 起案者  
 (中村)

昭和十九年一月十九日起案

事務官不在 (岡田)

国民教育局長 (阿原) 中等教育課長 (羽田)

総務課長 (稲田)

次官 (菊池)

大学教育課長 (津田)

専門教育局長 (水井)

専門教育課長 (自署)

文書課長 (伊藤)

監理課長 (齋藤)

案

年月日

次官

地方長官

直轄学校長

(臨時教員養成所管理者ヲ含ム)

公私立大学長

公私立専門学校長

宛

(下 札 1)

(注記4)

昭和十九年度上級学校等入学志願者ノ臨時措置ニ関スル  
件

曩ニ(修業年限五年ノ)中学校又ハ高等女学校ノ第四学年修了程  
度ノ者ニ対シ上級学校ノ入学資格ヲ附与スル見込ナル旨通牒有  
之タル処右ニ関シテハ(左)(別)記ニ該当スル者ヲモ含ムモノト  
相成見込ナルヲ以テ此段貴管下各学校ニ周知方御取計ノ上可然  
措置ヲ講セシメラレ度依命及通牒御了知ノ上来年度貴校入学志  
願者ニ付便宜受驗方御措置相成度

記

(下札2)

一、左ニ掲グル者ハ師範学校本科、高等師範学校、女子高等師  
範学校(臨時教員養成所、実業学校教員養成所)若ハ青年学校  
教員養成所又ハ一般ノ専門学校ノ入学資格ヲ附与セラル  
(ル見込)ルモノトス

イ、国民学校高等科修了程度ヲ以テ入学資格トスル修業年限

三年ノ高等女学校ノ第二学年(ヲ)修了(シタル)者

(口)(イ)専檢指定学校(実業学校ヲ含ム)ノ中国民学校初

等科修了程度ヲ以テ入学資格トスル修業年限(以下初修ト

称ス)五年(若ハ之ト同等)以上ノモノノ第四学年、国民学

校高等科修了程度ヲ以テ入学資格トスル修業年限(以下高

修ト称ス)四年(若ハ之ト同等)以上ノモノノ第三学年、中

学校第二学年修了程度ヲ以テ入学資格トスル修業年限三年

ノモノノ第二学年又ハ(国民学校高等科修了程度ヲ以テ入

学資格トスル修業年限)(高修)三年(若ハ之ト同等)以上ノ

(注記5)

女子ノモノ(夜間授業ノモノヲ除ク)ノ第二学年ヲ修了シ  
タル者

(ハ)(口)高等学校規程第三十条第一項第一号、第二号又ハ第

四号ニ該当スル者

(三)入学ヲ特定ノ専門学校ニ限定シタル専檢指定学校(ヲ修

了)シタル者)ノ中其ノ入学資格及修業年限並ニ修了(シタ

ル)学年ノ前(項)(号)(口)ニ該当スルモノハ当該専門学校ノ入

学資格ヲ附与セラルル(見込)モノトス

(注記6) (四)修業年限五年ノ中学校ノ第四学年ヲ修了シタル者又ハ第

一(項)(号)(項)ノ(口)ニ該当スル男子(実業学校ヲ除ク)若ハ

(ハ)ニ該当スル者ハ中学校実務科ノ入学資格ヲ附与セラルル

(見込)モノトス

(四)(五)修業年限五年ノ高等女学校ノ第四学年ヲ修了シタル

者又ハ第一(項)(号)(項)(口)ニ該当スル女子ハ高等女学校高等

科又ハ専攻科ノ入学資格ヲ附与セラルル(見込)モノトス

(五)(六)(イ)国民学校初等科修了程度ヲ以テ入学資格トスル

修業年限五年若ハ之ト同等(初修五年)以上ノ実業学校ノ第

四学年、(国民学校高等科修了程度ヲ以テ入学資格トスル修

業年限)(高修)四年(若ハ之ト同等)以上ノモノノ第三学年又

ハ(国民学校高等科修了程度ヲ以テ入学資格トスル修業年限)

(高修)三年(若ハ之ト同等)以上ノ女子ノモノ(夜間授業ノモ

ノヲ除ク)ノ第二学年ヲ修了シタル者ハ実業学校第一種専攻

科ノ入学資格ヲ附与セラルル(見込)モノトス

(口)前二(項)(号)(項)ニ該当スル者ハ実業学校第二種専攻科

ノ入学資格ヲ附与セラルル<sup>(抹消)</sup>モノトス

備考

- 1、地方長官宛ノモノハ本文括弧内ノ字句ヲ除クコト
- 2、専門学校長宛ノモノハ朱線ノ箇所及第三項以下ヲ除クコト

3、師範学校長、男女高等師範学校長宛ノモノハ朱線ノ箇所

<sup>(加筆)</sup>第一項ノイ及第二項以下ヲ除クコト

<sup>(加筆)</sup>2、地方長官以外ノモノニ対スル通牒ニ記載スル事項ハ朱線ノ箇所ヲ除クノ外曩ノ通牒ト重複スル部分ヲ除ク様各所掌局課ニ於テ措置ヲ講ズルコト

<sup>(加筆)</sup>〔参照〕

高等学校規程(抄)

第三十条 左ノ各号ノ一ニ該当スル者ハ高等科ノ入学ニ関シ中

学校ヲ卒業シタル者又ハ昭和十八年勅令第三十八<sup>(抹消)</sup>条<sup>(加筆)</sup>ノ附

則第三項ノ規定ニ依ル中学校ノ第四学年ヲ修了シタル者ト同

等以上ノ学力アリト認ム

<sup>(加筆)</sup>一 他ノ高等学校尋常科ヲ修了シタル者

<sup>(加筆)</sup>二 高等学校高等科入学資格試験ニ合格シタル者

<sup>(加筆)</sup>三 専門学校入学者検定規程ニ依リ試験検定ニ合格シタル者

<sup>(加筆)</sup>四 文部大臣ニ於テ高等学校高等科ノ入学ニ関シ指定シタル者

<sup>(加筆)</sup>ル者

<sup>(加筆)</sup>五 文部大臣ニ於テ一般ノ専門学校ノ入学ニ関シ中学校卒業

業者ト同等以上ノ学力アリト指定シタル者

前項ノ資格試験ニ関スル規程ハ別ニ之ヲ定ム

中学校規程(抄)

第三十七条 実務科ニ入学スルコトヲ得ル者ハ中学校ヲ卒業シタル者又ハ之ト同等以上ノ学力アリト認メラレタル者タルベシ

高等女学校規程(抄)

第三十七条 高等科又ハ専攻科ニ入学シ得ル者ハ高等女学校ヲ卒業シタル者又ハ左ノ各号ノ一ニ該当スル者タルベシ

- 一 専門学校入学者検定規程ニ依リ試験検定ニ合格シタル者
- 二 文部大臣ニ於テ一般ノ専門学校ノ入学ニ関シ高等女学校ノ卒業者ト同等以上ノ学力アリト指定シタル者

実業学校規程(抄)

第四十三条 専攻科ニ入学スルコトヲ得ル者ハ実業学校ヲ卒業シタル者又ハ之ト同等以上ノ学力アリト認メラレタル者タルベシ

専攻科ヲ分チテ第一種専攻科及第二種専攻科トス

第一種専攻科ニ入学スルコトヲ得ル者ハ実業学校ヲ卒業シタル者タルベシ

第二種専攻科ニ入学スルコトヲ得ル者ハ中学校若ハ高等女学校ヲ卒業シタル者又ハ之<sup>(抹消)</sup>等<sup>(抹消)</sup>ト同等以上ノ学力アリト認メラレタル者タルベシ

(注記一)

〔主務發送〕

(注記 2)

「急」

(注記 3)

「記録掛 22・□・□ 受領」

(注記 4)

「一〇」(簿冊内件名番号)

(注記 5)

「」

(注記 6)

「」

(下札 1)

④種別

よ一 / 聯繫 / 登録追加 / 件名 各地方長官、直轄  
公立

諸学校へ通牒 昭和十九年度上級学校等入学志願者ノ臨時措置ニ

関スル件 / 番号 / 結了年月日 昭 一九 二 / 保存年限 / 枚

数 「

(下札 2)

〔附箋〕

(抹消) 〔専門教育局専門教育課〕

尚〔附箋〕

(抹消) 尚〔官公立ノ〕美術音楽ニ関スル専門学校ニ付テハ国民学校初等科

修了程度ヲ以テ入学資格トスル中学校若ハ高等女学校 (東京美術

学校ニ付テハ高等女学校ヲ除ク) ノ第三学年修了者又ハ〔学則ニ

於テ〕〔加筆・抹消〕〔加筆〕〔当該学校ノ入学ニ関シ〕之ト同等以上ノ学力

アリト定メタル者ニ入学資格ヲ付与スル見込ナルニ付申添フ」

〔自昭18年至昭20年 学生生徒総規

〔第7冊〕 文部省⑤ 34.32-6, 2456 〕